

平成二十四年原子力規制委員会規則第二号

原子力規制委員会設置法施行規則

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第十条第五項の規定に基づき、原子力規制委員会設置法施行規則を次のように定める。

一 原子力規制委員会設置法第十条第五項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

二 原子力規制委員会を臨時に代理した旨及びその理由

原子力規制委員会を臨時に代理した事項の内容及び日時

附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。